

医歯薬学総合研究科保健学専攻学位審査に関する申し合わせ

1. 論文提出の資格について（学位審査規程第 10 条関係）
2. 論文提出の時期について（第 11 条関係）
3. 論文提出の手続きについて（第 12 条関係）
 - 1) 学位論文審査願 2 部、論文 3 部（審査用予備 1 部を含む）、論文内容の要旨 3 部（審査用予備 1 部を含む）は学務係に提出する。
 - 2) 論文は、和文または英文とし、様式 3 により作成し、枚数制限はしない。
図、表、資料は本文中に入れない。査読制度のある学術雑誌等に受理された論文はそれをもって審査論文とするが、その論文の別刷または原稿、受理を証明する書類を提出すること。
 - 3) 論文内容の要旨は、和文とし、様式 4 により作成し、2,000 字以内とする。
4. 学位審査委員について（第 13 条関係）
 - 1) 学位審査委員は主査 1 名、副査 2 名とするが、このうち 2 名を限度として研究科の教育を担当する教員で保健学系会議構成員以外の者（研究指導担当適格者に限る。）を学位審査委員とすることができる。
 - 2) 主査は所属講座の教授とし、副査は所属講座に限らない。学位審査委員の人選案は講座で作成し、保健学系会議で決定する。
 - 3) 指導教員は主査にならないが、副査になることは可能とする。
5. 論文の審査及び最終試験について（第 14 条関係）
 - 1) 審査は保健学専攻が主催する学位論文公開審査会（発表会）および学位審査委員による最終試験をもって行う。
 - 2) 審査委員の論文の審査及び最終試験の研究科長への報告は、様式第 7 号により行う。
6. 課程修了の可否について（第 15 条関係）
 - 1) 課程修了の可否及び付記する学位の専攻分野は、保健学系会議において個々に審議し、その結果を一括して教授会へ報告（修了予定者名簿等による）する。
 - 2) 教授会は保健学系会議の報告に基づき、可否を一括して議決する。なお、学長への学位審査報告書に記入を要する学位授与を可とする者の人数は、当該教授会出席者数とする。
7. 論文集作成について
論文集用原稿は、様式 4 により作成し、図表を含め、4 ページ以内とする。